

蓮田白岡衛生組合有料広告掲載に関する要綱

(令和6年蓮田白岡衛生組合告示第8号)

(趣旨)

第1条 この告示は、蓮田白岡衛生組合（以下「組合」という。）の自主財源を確保するとともに、地域経済の活性化及び住民生活の利便に資するため、組合公式ホームページ、組合が発行する広報紙その他の媒体を活用し、広告を有料で掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の要件)

第2条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 蓮田市、白岡市及び組合の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の利益になるおそれのあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと組合管理者（以下「管理者」という。）が認めるもの

(広告の募集)

第3条 広告の募集は、募集期間等を定め、組合で発行する広報紙、組合公式ホームページ等により行うものとする。

(掲載の申込み)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、様式第1号の蓮田白岡衛生組合有料広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿、図面等を添えて、管理者に申し込むものとする。

2 申込者が申込みできる広告は、広告媒体ごとに原則1か所とする。ただし、申込

者が募集枠に満たないときは、この限りではない。

(掲載の決定等)

第5条 管理者は、前条第1項の広告の掲載の申込みを受けたときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、様式第2号の蓮田白岡衛生組合有料広告掲載決定通知書により申込者に通知するものとする。

2 前項の掲載の可否の決定は、次に掲げる順位により行うものとする。この場合において、同順位の申込者が複数あるときは、前条第1項の広告の掲載の申込みを受け付けた順にその順位を決定するものとする。

(1) 蓮田市内又は白岡市内に事業所を有する民間事業者である申込者

(2) 前号に該当しない申込者

3 第1項の規定による通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、管理者が指定する期日までに掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出しなければならない。

4 管理者は、第1項の掲載の可否の決定において、必要に応じ、次条に規定する広告選定審査会に協議等を行わせるものとする。

(広告選定審査会の設置)

第6条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の協議等を行うため、広告選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 前条第1項に規定する広告掲載の審査に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、広告の掲載に関すること。

(審査会の組織)

第7条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、事務局長をもって充てる。

3 委員は、次長、庶務課長、廃棄物対策課長及び施設管理課長の職にある者をもって充てる。

4 会長は、必要があると認めるときは、前項の委員のほか、職員のうちから臨時委員を指名することができる。

(会長及び委員の職務)

第8条 会長は、審査会を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第9条 審査会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審査会は、必要がある場合は、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。
(庶務)

第10条 審査会の庶務は、庶務課において処理する。

(広告の掲載料等)

第11条 広告の規格及び掲載期間は、別表のとおりとする。

2 広告主は、管理者の指定する期日までに、別表に定める掲載料の額に、当該掲載料の額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額にその額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額を加えた額を一括納付するものとする。

3 広告の掲載位置は、組合の指定する位置とする。

(広告主の責任等)

第12条 広告に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の版下原稿又は広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

(掲載の中止等)

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(2) 第5条第3項に規定する期日までに版下原稿又は広告物を提出しなかったとき。

(3) 第11条第2項に規定する期日までに掲載料を納付しなかったとき。

(4) 広告掲載に係る手続等において広告主の虚偽が判明したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適切でないと管理者が認めるとき。

(掲載料の還付)

第14条 既納の掲載料は還付しない。ただし、管理者が前条第1号の規定により広告の掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消したときは、掲載料の全部又は一部を還付することができる。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、文書をもって広告掲載の取下げを申し出ることができる。この場合において、組合が発行する広報紙その他の印刷物に広告を掲載する広告主は、当該印刷物の発行の日の30日前までに申し出なければならない。

(免責)

第16条 第13条の規定により広告掲載を中止し、若しくは広告掲載の決定を取り消した事又は事故、天災事変等の不可抗力その他組合の責めによらない理由により広告主が損失を受けることがあっても、組合は、その補償の責めを負わない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第11条関係）

広告媒体	規格	掲載期間	掲載料
組合公式 ホームページ	1 枠（縦 4 4 ピクセル×横 2 1 1 ピクセル） G I F 形式 4 キロバイト以内	1 月単位（1 回の申込みにつき 最長 6 月）	1 月につき 5, 0 0 0 円
環境セン ターだよ り	1 枠（縦 4 0 mm × 横 8 8 mm） 2 色刷（黒） 広告枠は実線で表 記	1 回単位（1 回の申込みにつき 最長 3 回）	1 回につき 2 0, 0 0 0 円
	2 枠（縦 4 0 mm × 横 1 7 8 mm） 2 色刷（黒） 広告枠は実線で表 記	1 回単位（1 回の申込みにつき 最長 3 回）	1 回につき 4 0, 0 0 0 円
ごみ収集 日程表	1 枠（縦 4 0 mm × 横 8 8 mm） フルカラー 広告枠は実線で表 記	1 回	3 0, 0 0 0 円
	2 枠（縦 4 0 mm × 横 1 7 8 mm） フルカラー 広告枠は実線で表 記	1 回	6 0, 0 0 0 円

様式第 1 号 (第 4 条関係)

蓮田白岡衛生組合有料広告掲載申込書

年 月 日

蓮田白岡衛生組合
管理者 宛て

	住所

申込者	名称

	電話番号

	担当者氏名

蓮田白岡衛生組合有料広告掲載に関する要綱第 4 条第 1 項の規定により、広告の原稿、図面等を添えて下記のとおり申し込みます。
なお、申込みに当たっては、蓮田白岡衛生組合有料広告掲載に関する要綱の規定を遵守します。

記

掲載を希望する広告媒体、掲載希望枠数等	<input type="checkbox"/> 組合公式ホームページ	1 枠	年 月から 年 月まで
	<input type="checkbox"/> 環境センターだより	枠	回
	<input type="checkbox"/> ごみ収集日程表	枠	1 回
備考			

※ 組合公式ホームページは、サーバー又は回線のメンテナンス、停電等の理由により、閲覧できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

様式第2号（第5条関係）

蓮田白岡衛生組合有料広告掲載決定通知書

第 年 月 日
第 号

様

蓮田白岡衛生組合
管理者 印

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

掲載の可否	1 掲載する ・ 2 掲載しない
広告媒体	
掲載枠数	枠
掲載期間	
掲載料	
掲載料の納付期限	年 月 日
掲載しない場合の理由	
備考	